

「週休2日」試行工事实施要領の一部改定 新旧対照表

No. 1

旧【改定前】	新【改定後】	備 考
<p><b>(趣旨)</b> 第1条 (略)</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 (略)</p> <p><b>(定義)</b> 第3条 (略) 2 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 ただし、次に該当する期間は含まない。 (1) <u>夏季休暇3日間(8月13日～15日)及び年末年始6日間(12月29日～1月3日)</u> (2) 工場製作のみを実施している期間 (3) 工事の全部を一時中止している期間 (4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(略)</p> <p><b>(対象工事)</b> 第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請や現場条件の制約等により、<u>発注者が「週休2日」試行工事に適さない</u>と判断する以下の工事については、対象外とすることができる。 (1) <u>社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事(例：災害復旧工事、供用時期が公表されている事業に関連する工事)</u> (2) <u>現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事(例：トンネル工事等)</u></p> <p><b>(試行方法)</b> 第5条 (略)</p>	<p><b>(趣旨)</b> 第1条 (略)</p> <p><b>(目的)</b> 第2条 (略)</p> <p><b>(定義)</b> 第3条 (略) 2 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 ただし、次に該当する期間は含まない。 (1) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間 (2) 工場製作のみを実施している期間 (3) 工事の全部を一時中止している期間 (4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(略)</p> <p><b>(対象工事)</b> 第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、<u>早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等</u>については、対象外とすることができる。</p> <p><b>(実施手続)</b> 第5条 (略)</p>	<p>一部削除</p> <p>修正</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>修正</p>

「週休2日」試行工事実施要領の一部改定 新旧対照表

No. 2

旧 【改定前】	新 【改定後】	備 考
<p>(工事費の積算) 第6条 (略)</p> <p>(実施証明) 第7条 (略)</p> <p>(留意事項) 第8条 (1)～(4) (略)</p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(工事費の積算) 第6条 (略)</p> <p>(実施証明) 第7条 (略)</p> <p>(留意事項) 第8条 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。</u></p> <p>附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>新設</p> <p>新設</p>